

議案第 106号

西脇市黒田庄福祉センターの管理に係る指定管理者の指定について

指定管理者として次の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人 虹の会工房

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

施設の名称	位 置
西脇市黒田庄福祉センター	西脇市黒田庄町前坂2140番地

3 管理を行わせる期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

参考資料（議案第 106号関係）

西脇市黒田庄福祉センター指定管理者候補者の概要

1 団体名 特定非営利活動法人 虹の会工房
理事長 小林 孝 敏

2 所在地 西脇市黒田庄町前坂2140番地

3 設立年月日 平成24年4月2日

4 設立目的

知的発達に障害のある人たちをはじめとする、様々な障害のある人たちとその家族に対して、生活支援及び社会参画に関する事業を行うとともに、自立支援のための相談助言と援助支援及び地域交流推進事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障害者自身が積極的に社会参加し、達成感があり、自立・共生・安全の暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

5 主な事業活動

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者の地域活動を支援する事業